

平成23年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開催 平成23年7月15日(月)午後1時30分～3時15分

場所 一宮市社会福祉協議会尾西支部 会議室

出席者 名簿参照

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ 欠席者、代理出席者の紹介
- ・会長あいさつ

2. 議題

(1) 個別支援会議の報告及び分析結果について

(説明要旨)

平成22年12月から23年の6月にかけて定例開催の個別支援会議は20件、簡易開催で37件の個別支援会議が行われました。性別は男性32名、女性29名。年齢別では、未就学2名、18歳未満12名、18歳から29歳5名、30代10名、40代19名、50代9名、60代2名。就学時から18歳未満の人数が多いのは、高等部の学生の、卒業後の支援について会議が行われたためです。また、40代を対象にした会議が多く行われているのは、同居されるご両親の高齢化に伴い、障害のある方たちの生活をどのように支えていくかという検討が多くされているように感じました。障害別ですと、身体障害3名、知的障害25名、精神障害24名、身体、知的の重複2名、身体、精神の重複3名、重度心身障害児1名、発達障害2名、高次脳機能障害1名となっており、知的障害や精神障害の方たちが8割を占めているという現状でした。

事例を2つほど紹介します。資料の3ページの上から2段目、57番の方の事例です。知的障害のある18歳の男性で、児童養護施設で生活をしている、養護学校高等部3年生の方ですが、卒業後は一般就労とケアホームでの生活を希望され、就職先の企業、障害者就業生活支援センター、また、入所が決まっていたケアホームの職員の方、今までのかかわりがあった児童相談センター、児童養護施設、本人の担任教諭、進路指導の教諭等で、情報共有をする会議を開催しました。就職先やケアホームといった新しい環境に少しでも早く馴染む事ができるように、本人のできること、配慮が必要なことなど、対応や今後の見通しについて、理解を深める会議となりました。また、ケアホームのような住まいの場の必要性をとて感じました事例でもありました。もうひとつ、4ページの上から5番目の方の事例を紹介します。身体障害と知的障害がある41歳の女性で、本人とお父様に補助人がついていますが、本人だけでなく、高齢の父にも支援が必要とな

ったため、サービス利用の調整のために会議を行いました。サービス調整は順調でしたが、会議の場で、同居するご本人の弟の借金の担保の自宅が売却されてしまうという事実が判明し、新たな住まいの場を見つける必要があるということになりました。会議の開催後、関係者で協力して転居先を探し、引越しの支援等もすることになりました。この事例からは家庭基盤が脆弱で関係者が協力をしながら障害のある方だけでなく一家全体を支えていく必要があるということを感じた事例でした。

個別支援会議の分析報告書を元に報告します。平成22年度は53事例について過去2年の分析を受けて、基本的には表を活用し、相談支援連絡会のメンバーのほか、運営会議から1名と、それから事務局の福祉課、また、考案者から助言を頂き、一部修正するという方法でまとめてあります。分析結果について報告させていただきます。報告書のP84の表54健康状態、精神発達遅滞が主病名の方が最も多く、77%ありました。その次が自閉症、発達障害と続いています。その中で、合併症が70%ほどありました。障害特性に合わせた支援のためには医療との連携が必要です。P85、表55心身機能・精神機能では、知的障害により判断能力や認知機能などの精神機能に影響があるケースが77%ということで8割弱あります。安定は9%と小数になっています。ここでも、障害特性に合わせた支援が必要であると考えます。P86運動機能、歩くこと等に関しては問題ないというケースが多いということが読み取れます。P87、家事のところですが、全事例を通した傾向として、自分でやっている11%、家族やヘルパーの支援を受けている65%ということです。多くの方が家族に手伝ってもらっているようですが、家族の体調不良等で支援が得られなくなった場合、ヘルパー支援の需要が高まると予測され、ヘルパーの質と量の不足ということも問題となります。P88職業能力では、支援や環境を整えれば可能というケースが40%あります。具体的な方向がなかなか見つからないということで、大きな課題になっていると考えます。P89表57、生活機能では、就労していないという人は、求職中のケースを含めると半数以上になります。先ほどの表56活動の分析の結果、支援があれば可能というケースが40%あるということですので、就労支援や日中活動の充実は本当に求められていることがわかります。P91、表58環境因子の物的環境ですが、全事例を通した傾向として、福祉用具が使われていないということが載っております。あるが利用していない福祉用具というのも80%で多くあります。障害特性に合わせた支援ツールのニーズもありますし、福祉用具として利用しやすいものが普及するということも必要になると考えます。P92住居の状況です。ここで特に大きな問題になっているのが、(5)全事例を通した傾向として、自宅環境が不衛生、老朽化、バリアフリーではないということが多く、ここはいわゆるごみ屋敷の問題があるのですが、

これは福祉サービスで対応できるものではなく、困難な場合、どうしたらいいかが大きな問題となります。こういった対応策があるかというのは今後の課題と思います。P 9 3、表 5 9 人的環境では、全体の約半数の世帯に健康上の問題があることにより、家族支援が見込めないか、あるいは困難な傾向があります。そのうち 16% は家族との関係不良、家族がない、介護者が病気など。12% は問題なしのケースですが、こういう状況でありますので、家族関係不良、介護者の孤立化などで、家族への負担がとても大きいことが読み取れると思います。P 9 4 近隣との交流では、交流なし、不明が 8 割ほどあり、今後どのようにに啓発していけばいいかということも課題として挙げられると思います。その下、環境因子、社会環境のところで、手帳を持っていない方がいます。少数ですが、制度の利用に繋がっていないケースもありますので、速やかに繋げるよう、相談支援の力が必要だと思いますし、近隣の力も必要ではと思います。それから P 9 6 表 6 1 個人因子ですが、ここでは、今の生活を維持したい、自宅で生活をしたいなど、安定、安心ということがあり、安定志向におられるということが読み取れます。P 9 7 の一番上、価値観のところ、不明ということになっています。こちらは、ご本人が自分がどうしたいかということ、大事にしているものは何かということが表に出せない状態だと思しますので、こちら支援者のほうがアセスメントなどによって明らかにして積極的支援をすることが必要だと思います。P 9 8 表 6 2 会議参加者の状況ですが、本人の参加が 40% です。本人の了解を得て会議を開催するということで、ご本人の気持ちを確認しながら、関係者がこれだけあなたのことで関わりながら、良い生活を考えていくよ、というスタイルでやっているということで、今後もこのように、もっと多くのご本人参加があるといいと思います。P 9 9 ですが、保健関係者の出席がとても少なかったもので、今後また地域の中でいろんな機関が連携していくという意味では、保健関係者にも出席の依頼をすることが必要になると思います。それから、P 10 1 表 6 3 ですが、この表は、KJ 法を使い問題を抽出して表にしました。いろいろと分析した結果、課題は何かということで、ひとつのケースから複数の課題が見えてきたので、それらの傾向について、小分類、大分類、それから各課題というふうにとまとめています。その中で居住の、一番上の居住のところですが、11 件のうち即座に 8 件が必要と、将来的には 3 件がということで 5 3 件のなかでこれだけありました。ケアホームを早急に整備するという対策が必要ではと考えます。その下、家族の問題というところですが、家族の介護能力の低さや、家族も障害や疾病、精神不安定などの問題があり、支援が必要ということについては、関係機関の連携がとても必要になると考えています。家族からの暴力というところは、介入が本当に困難ですが、虐待防止の法律なども出来ており、それに基づき具体的な対応を検討する必

要があり、とてもデリケートな問題で、連携なくしてはありえないと思います。自閉症については、初期の対応如何によって二次障害の発生も危ぶまれるので、幼少期からの対応や親への支援などが必要とされているということです。このことは、去年立ち上がりました発達支援部会で対応を進めているということで今後も引き続き検討されます。P102、パーソナリティ障害について、これは支援者が一人ですと、巻き込まれてしまい、支援者が支援できなくなってしまうことがとても多く、このことこそ関係者間の連携と、医療機関に多く関わってもらい、アドバイスをいただく。そのために個別支援会議が重要になると思います。そのほかのことも同じように、障害への具体的な、専門的な対応が求められていると思います。障害福祉サービスについては、内容の充実や、対応可能な事業所の不足、ヘルパーのスキルなどが問題になっていまして、ここは平成20年度からの生活支援部会で取り組みを進めています。これは後ほど説明があると思います。P103です。金銭管理、余暇活動、地域との関係などは、すべて個別支援会議等ということと、金銭については専門部会につなげながらということで、課題解決の必要があると思いますが、一番大きな問題は、就労の場の確保と考えました。収入のための就労や、職業訓練の確保など就労に関する課題が多くあがっていて、就労場面での対人関係の支援とか、職場での理解や、本人の就労意欲の向上など、就労に伴う様々な面からの支援が必要で、それが今後の大きな課題になってくると私たちは考えました。まとめとして、平成22年中の個別支援会議53件のなかで上がった問題で、居住に関することと、ヘルパーに関することと、それから金銭管理のこと、ヘルパーの質と量の確保に関しては生活支援部会のほうで対応しています。それから、障害特性の理解では、自閉症への理解や発達ということに関して、発達支援部会のほうで検討しております。これらは継続が必要です。生活支援部会と発達支援部会でまだ検討していない、取り組んでいない事項として、家族の問題、学校の問題、就労の問題が挙げられますが、家族の問題に関しては、個別支援会議で個々に対応していくということが必要と考えており、就労についてですが、やはりここについては個別支援会議を1件1件やったからといって、解決することではないので、大きな課題と考えています。以上が分析結果です。ご検討よろしくお願いいいたします。

( 発言要旨 )

会長 個別支援会議の分析の報告書は、これ毎年あげていただいておりますけれども、3年目となり、年々内容がより精度が高いというか、個人的な印象ですけれど、実際的な分析をしていただいていると思います。大変な作業、もちろん地道に個別支援会議を

きちんとなされた結果だと思えます。

代理出席者 福祉用具、あるが利用していないが88%と高い数字ですけれど、もし具体的な状況があれば教えてほしい。それから、まとめで就労支援についてが大きな課題ということで、就労支援に関してはどのような支援が講じると有効になるのかと考えておられるのか教えていただきたい。あとは成年後見制度、一宮市の場合どのような取り組み状況、どんな取り組み状況か。先ほどいっていただきましたごみ屋敷の対応というのはどういう具体的な困難性があるのか。

事務局 成年後見に関して、成年後見市長申し立ては実施しており、未実施の市町村もあったようで、今回の法改正で必須事項になり、一宮は18年当初から成年後見制度を市長申し立てということはやっています。ただ、先進都市のような、後見センターの立ち上げというところまでは踏み込めておりません。今後の検討課題であると認識しています。それから、福祉用具については、分析のこちらの結果の理解としまして、ほとんどの方がいまずぐ福祉用具を必要とされていないという回答であるという認識しています。それから、就労支援は、次の生活支援部会の活動報告でも出るかと思えますけれど、新たな専門部会の設置も考慮しながら、特別なプロジェクトチームがいるのでは、という方向性を考えております。ごみ屋敷ですが、非常に難しい話でして、清掃業者さんに頼んできれいにしてもらうのが筋かと思えますが、それには高い費用が発生しまして、その費用がない方にどうしたらいいかというのははっきり解決策が見えておりません。それは今後の課題だと認識しております。

## (2) 生活支援部会及び発達支援部会の報告について

### ・生活支援部会

#### (説明要旨)

生活支援部会の報告については、生活支援部会の会議録と、それから第2回福祉サービス見学バスツアー、両面刷のもの、協議会のリーフレットも生活支援部会で作成したものです。簡単ですが、活動内容を報告します。障害者の地域生活を考えていく上で、まさしく必要な問題を取り組んでいくというのがこの生活支援部会の内容ですが、内容が多岐にわたるため、生活支援部会をいくつかのワーキンググループに分け、活動しています。1つは人材育成のためのプロジェクトで、地域の中で暮らしていく上で支

援者の輪を広げていくということと、今の支援者の質を上げるということのことで、まず1つに、地域の福祉に関して全く関っていない人たちを含めて、我々の支援の仲間に入っていただくということで企画しているのが、この福祉の仕事を知るための福祉サービス見学バスツアーです。前年度から実施し、今年度第2回を5月26日に行いました。そのときの簡単なものですが、報告書をご覧ください。内容については、福祉に関わっていない一般の方たちを対象に、地域の福祉事業所を見学して回るというツアーで、この生活支援部会のメンバーと一緒に回りながら、福祉のやりがい等を伝えながら、今現在と、将来になるかもしれませんが、福祉の仕事に興味を持っていただくということで行っています。今年度の第2回は10月6日を予定していて、日に日に反響があり、数を増やしたら、対象者を増やしたらという声も今上がってきている状況ですので、継続したいと考えています。もう1つ人材育成の内容として、今すでに障害者のヘルパー等で働いている人達に、もっと障害の方たちへの支援の理解を深めていこうということで、ヘルパー連絡会というのを前年度より立ち上げています。今年度は4回、内容については障害に関する研修、連絡会の中でのネットワーク作り、介護保険でお年寄りのヘルパーを中心にやっている方たちにも、障害のヘルパーにも参入していただくという試みで行っています。来週、今年度の第2回が行われる予定になっています。それから、2番目のプロジェクトとして、セーフティネットプロジェクトとして、地域で生活する人たちが、何らかの緊急事態、問題が起きたとき、地域の中できちんと支える仕組みが必要で、主には短期入所、ショートステイの機能、真に地域の中に生活していく人たちが必要な短期入所をどのように作るかということで今テーマを掲げています。非常に大きな問題となって、現時点では例えば医療的ケアの必要な人達が受け止められる短期入所の場所がないこと、緊急時の場合にすぐに安心して預けられるところがないということ、あるいは昨今言われているのは、障害者虐待が起きたときの保護をする場所がないなど、この本会議のなかでも以前に一宮児相の所長さんから、緊急で保護という場所、子供たちの場所がないというお話があったと思うんですが、障害者の虐待等に関しても今後緊急避難できるような内容もこういったことになろうかと思えます。このセーフティネット機能を短期入所だけに求めるわけではありませんが、ひとつの大きな柱として、この短期入所を新たな取り組みを何か展開しないといけないということで今進めています。3つ目の内容として、新たに始まったのが権利擁護のためのプロジェクトで、地域で暮らしていく上で、障害者に関する人たちだけでなく、一般の人たちにも知っていただく必要があるということで、今特に我々が関わっていくなかで犯罪に巻き込まれているケースについては、やはり警察の力が必要であるとか、あるいは障害のある人たちが地域で暮ら

していて、意外と力になるところがコンビニや駅員さんなど、身近な人たちに障害のある方たちのことを理解していただくということで、啓蒙活動のようなことをこの生活支援部会の中で手がけていこうということで、プロジェクトを担当しています。先ほど、事務局から話があったように、今年度新たにこの個別支援会議の分析の結果から、大きなテーマとして、力を入れていくこととして、障害者の就労支援の問題を考えたいと思います。大きなテーマですので、新たな部会の設置を検討していますが、部会の設置の前に生活支援部会で、大枠、どんなことが必要かというようなたたき台を作り上げることをしたいということで、生活支援部会の中に就労支援を考えるプロジェクトを始めていこうと考えています。これについては、我々福祉の側から一般の企業のほうに障害者就労を進めていくという問題と、企業や地域のほうから障害の方達を受け止めていくというお互いの情報を共有していくという意味で言えば、今日参加していただいています関係機関の方に、このあたりについて、少しご助言いただけると、今後の活動に活かしていきたいと考えておりますので、ぜひご助言いただきたいと思っております。生活支援部会については以上です。

( 発言要旨 )

委員

私どもの現状として、23名の障害の方が就労しています。うち10名の方が知的障害をお持ちの方。その他の方は体幹機能障害、言語障害、諸々ですが、仕事は工場の清掃、本部の中の事務、特殊なケースとして店舗の中の厨房で働いていただくという方が今4名。ただお客様商売ですので、お客様と接していただくということになると、非常に難しいところですが、見た目のハンディの部分で飲食店としてどうなのかという部分が非常に葛藤があるというのが実情です。アンケートはがきというのが店舗に用意されていますが、心無いお客様からは非常に見た目の部分で食事をする気がなくなったとかいうのもあがってきますので、そういった部分から考えると、やはり今後、働いていただく場所を増やしていくということが企業としての責任とは思っておりますが、増やすとはいっても職種が限られてくるということが非常にジレンマと思います。ただパソコンが今発達しておりますので、パソコンの能力というのは非常に武器になり、ハンディの部分を補う部分があります。私どもの会社は長くというか、以前から障害者の方の採用に取り組んでおり、会社として受け入れる雰囲気はまったく問題はないんですが、職種というか、仕事がないというのが、それを広げることが課題かなと。たとえばお店、今新しい業態もいくつかやっております。

トップからはそういったことも考えた新しい種類の業態、お店というの、少し長いスパンでの話になりますが、考えていく必要があるのではないかという話もでております。

委員

私どものほうからお話させていただきます。法定雇用率であります、満たしていない企業さんについては採用していただく指導をしていますけれど、今の現状で申し上げますと、いま私どもハローワークで、約8000人の方がお仕事の申し込みをしており、うち760人が障害者、率で言うと9%です。雇用情勢、有効求人倍率ですが、一宮が5月の数字で0.64倍です。要するに10人に対して6人分くらいの求人しかありません。かなり雇用情勢は厳しい。私どもからの障害者雇用の未達成企業に対してのお願いとしては、言うのは簡単ですけど、今ある職種に対して障害者を入れるのではなく、障害者の方がやれるお仕事を作ってくださいとお話をさせてもらっています。難しいとは思いますが、私どもからのお願いという形です。私たちも毎年度行政運営方針を立てますけれど、今年度に関しては障害者の雇用対策が最重要課題になっており、具体的に私どもでやっていることが、日々個別の求人開拓です。その方にあった求人を取るということです。あと、チーム支援と申しまして、管内の福祉施設さん、特別支援学校さん、愛知県の障害者職業センター等と、連携取り、その個別の方に対してチームを作った支援というのもすでにやっております。あと助成制度で、例えば私どもの紹介で採用いただければ助成しますとか、各種助成制度ございます。そういったものの対応ですとか、あとご存知かとも思いますが、毎年、年に2回、9月と2月に障害者の就職メッセをやっています。これは愛知県単位でやっていますけれど、この9月ですと三河地域では刈谷です。名古屋地域全体では愛知県体育館。来年になりますと2月に東三河で豊橋、名古屋と、年4回。あと各ハローワークによっては単独での面接会をやっています。あと、今私どものほうでもって、チャレンジ雇用といいまして、愛知労働局、運輸局のハローワークですね、知的の方を私どもで雇って、私どもの中でお仕事していただいてというもの、これは4年くらい前からスタートしております、私以前は一宮に来る前に西尾のハローワーク、その前は局におり、担当が高齢障害の雇用をやっている、その時に初めて厚労省の指示があって、当然自分のところも知的の人を雇いなさいと、各官庁に言っていたんですけど、今

動いております。愛知の労働局でも精神の方と知的の方を今採用しています。私ども公務員ですので、公務員という形の身分ではありませんけれど、臨時職員という形で採用して、最大で3年間です。私どもで採用して、いろいろお仕事を覚えてもらって、最終的には民間企業へまた斡旋するという形の制度で今動いています。この制度、実は私ども一宮のハローワークで、今1名チャレンジ雇用、枠があります。なかなか私ども窓口でも、いい方がみえないので、もし今日この中で、いい方がみえれば、推薦していただければと考えています。そういう風な形で、基本的にきめ細かな相談ということで、私どもも今日もおみえになるいろんな機関と、当然連携とっていかないと、というところはあると思います。ただ健常者でも雇用情勢はかなり今厳しいです。

・発達支援部会  
(説明要旨)

平成22年の10月に発足して、9回の会議を行っています。様々な課題がある中で、まずは各機関の現状分析と、それからサポートブックの作成という課題を整理しています。各機関の現状分析という点では、1つめに健康づくり課さんでデータ分析を出していただいています。1歳6ヶ月検診のほうで約半数が要観察児という結果が出ており、データ上では増加傾向。それにまつわる問題点としては行き場がない、母子通園が満員、行けても内容があっていない、選択肢が狭いというような問題点がございませう。それから、児童デイサービスの利用ということで、受給者証の申請をするということもお母さん方にしたらかなりハードルの高い問題にもなっています。これについては地域によっては単独事業で行っているところもあり、そういったところも検討していきながら、話題にしております。既存の子育て支援の中で、何か活用して支援できないかという話も、決定的なことはございませうが、意見としてはたくさんあります。それから確定診断前の早期発見チェックリスト M-CHAT というのがございまして、これを取り入れてはどうかという提案が当初からありました。この M-CHAT というのは、アメリカで開発された自閉症を発見するためのチェックシートです。検査時期は1歳半がベストで23問の回答で90%の精度で自閉症を予測できるといわれています。愛知県内では大府市が実践されていまして、現在健康づくり課で大府市の実践を踏まえて検討しているところです。提案当初から様々なご意見がありましたけれど、今月の部会で健康づくり課の意見が発表される予定であります。2つ目に、子育て支援

課と保育課の現状分析です。課題として、入園までに支援機関を利用していないケースが多い、そのまま就学まで進むケースもあるということです。それから事前情報が不足していて、園が決まるまでの情報提供が必要だという話し合いになっています。乳幼児期から連携のマニュアル化ができていけば、いい支援が出来るのではという話し合いがされています。3つ目に、学校教育課さんでは、課題として特別支援コーディネーターが毎年のように変わるなど、支援の継続が難しいという課題があります。この点では引継ぎや研修会を充実させて、支援の質を維持していくことが必要と言われています。発達支援部会の中では他機関とのネットワークの構築と情報交換が第1課題だと言われています。この3ヶ所の分析が出ていますけれど、これらの情報が集約された段階で、今一度乳幼児期の課題の整理を行っています。大きく取り上げていますが、行き先の不足です。それから一宮市内で民間の児童デイサービスがたくさんありますが、その実態が把握できていない、母子通園と児童デイの違いはどんなところか、という部分で質問が各機関から出まして、5月の部会では児童デイサービスの事業所に事業内容について発表してもらっています。それから子どもさん達が利用できる福祉サービスとして、何があるのか各機関の方がわかっておられないということがわかりまして、6月の部会では福祉課から、子どもが使えるサービスという部分で紹介がある予定です。各機関の現状分析と合わせて、サポートブックの作成も検討しております。作成をどういうふうにやっていくかというのも大きな課題ですけれども、各機関で担当を分担して本を作成しているのが現状です。ポイントは記入のしやすさと、持ち運びのしやすさ、内容としては各機関の連携が図れるものにしていこう、それから保護者の願い等がわかるものをまとめていこうというような意見にまとまってきています。サポートブックとは、一般的なサポートブックはその一人一人に対してプロフィールがどういう状況であるとか、こういった困ったときにはこんな風にサポートしたらスムーズにいくとか、その子の得意なところ、苦手なところを帳面に書いていくものです。発達支援部会で目指すサポートブックというのは、幼少期から大人になるまで、この人がどういう経過をたどってきたか、今現在どういう目標を持って支援がされているか、各機関、各ライフステージで連携ができるようなサポートブックにしていこうというものです。一般的な考えとは多少違ってきていますけれども、この一宮市内で各機関が連携できるもの、これによって子どもさんも親御さんも助かるものにしていきたいという形になっています。昨年の第2回の本会で、今日もお越しいただいております歯科医師会の先生から、ありがたいご提案をいただきまして、今年9月21日に生涯を通じておいしく食べようというテーマに、発達障害のある子ども達への歯科的支援についてご講演をいただく予定になっております。それから部

会の知識、理解、一致させるために研修も行っております。昨年は第1回目に発達障害についてという講演を開催しましたけれども、今年は3月に県内で先進的に発達障害児支援を展開している、瀬戸市の発達支援室を見学させていただいております。9回の会議を通して個人的に思うことですが、子どもに障害があっても子育てには違いないということで、障害等で福祉のイメージがあるかとも思いますけれども、地域の子育て支援の力を大いにいただかなければ課題の解決には至らないと感じております。そして一般社会の中で一人一人が困らず、苦しまず、支えられる環境を作るためには、まだまだ進めなければいけない課題が山積みです。この点では多くの皆さんの力が必要になりますので、ご協力をお願いいたします。

(発言要旨)

代理出席者 障害者の方と清掃の仕事をやっておられるということで、私も障害者の方と関わっているんですけども、どのように教えたらきれいに掃除ができるのかと。あとは従業員、一緒に働くスタッフの方は障害者のことについてどう思っているのか教えていただけますでしょうか。

委員 清掃を教えているのが高齢者、60歳を超えた再雇用の方で、おじいちゃんと孫のように、楽しそうにやっています。何がということはないと思いますけれど、楽しいのが一番かなと。知的障害の方、本当に丁寧に、1回覚えてくれると健常者よりも丁寧に、時間は多少かかりますがきれいにやっています。その辺は苦労しているという報告を聞いたことはないです。

委員 チャレンジ制度、民間がやっているものと同じでしょうか。

委員 基本的に私どものチャレンジ雇用は厚労省から、スタートは官公庁でまず知的の方を雇え、自分のところからまずということから始まり、最初は本署の本庁からスタートしてという形でやらせてもらっています。だから民間さんは庁によって違うのかもかもしれません。あくまで私どもは行政職ですので、正式に公務員としての採用ができませんので、臨時職員という枠組みで、官公庁、愛知労働局、ハローワーク等で採用して、その中で色々な職業訓練を積んでいき、通常の民間の一般企業でやれるように育てるという主旨です。今名古屋市内でハローワークと愛知労働局と、私どものほうはたまたま決まっていますが、各ハローワークどんどん広がっていますけれど、最大3年という形

で、民間企業さんへ送り出す前のワンステップという位置づけです。

委員 始まってからまだ4年くらいということですけど、民間へ送り込んだというケースは。

委員 私は当時対策課で、最初プロジェクト立ち上げて、苦労したのは、労働局どんなところでも色んな部局、私どもの職業安定部から基準の係から、局としても知的の方入れますということ、各担当を全部集めて研修会をやりました。知的障害はこういう方です、というところから始めて、次に仕事をどうしましょうかと。特に局ですから行政事務は無理ですから、各フロアから単純作業を出してもらい、コピー機用の紙補充、文書のシュレッターかけ、封筒へのゴム印押し、新聞の切り抜き、印刷ですとか、色々な単純作業を全部集めて、という形から始まってきました。最初立ち上げは苦労しました。

1 民間企業に就職させました。その子は特別支援学校を出た子で、就労経験はなかったです。割とレベル的には高い子ですけど、ちょっと問題があり、目を離すとサボるんです。例えば書類をシュレッターかけてなかなか帰ってこない。見に行くとぼーっとしている。彼はその点注意しまして、最終的には知立にある車の部品を作るメーカーさんに就職できまして、心配しておったのは、私どもよりも民間さん厳しいですから、その後の定着の関係はやっておりましたけれど、今でも続いています。そういう形で成功する例もありますが、中には私どものところで1年やって、翌年からもう「僕はいいです」と言う子もできます。もう就職はいいですと。両極端です。あとは親御さんの理解というのがあります。

各ハローワークでも1名雇用するように枠があります。私も今年の4月から赴任してきたのですが、なかなか適格者がいない。決まっておりますということで、私もいろんなところでお話させていただくので、もしあればご推薦いただければということです。

会長 ハローワークさんでは今まで知的の障害の方を、そういった形で事務的なお仕事をされていて、充てられているお仕事は具体的な内容はどんなようなものが。

委員 実際私どもでは、去年は1年間、1名いまして、基本的には庶務課へ配属して、基本庶務の範囲ですから、郵便物の開封作業ですとか、新聞を持ってきていただくとか、文書発送ありますので、ゴム印押しですとか、私ども個人の書類ですとか、個人情報厳しいですから、シュレッダーかけ用のもの、これは全部シュレッダーがけ、あとはコピー機用の紙補充などで、雑務的です。例えば障害者の面接会とかあると、一緒に連れて行って、受付の補助とか、可能な限りやれることはどんどんやっていただいて、と考えています。ただ自力で通所できる方に限ります。基本的には月曜～金曜勤務の9時から5時まであります。

### (3) 相談支援連絡会の報告について

#### (説明要旨)

P52の資料になります。相談支援連絡会では、日頃の相談業務の中での対応方法や相談内容の検討・情報交換等を行っています。今年度になって相談支援センターが6カ所になり、益々盛んな話し合いとなっています。最近の相談支援連絡会の動きとして、以前福祉サービスを利用していたにも関わらず、現在はその利用がない方に対して、市役所福祉課職員と相談支援センターの職員が家庭訪問を実施しています。家庭訪問をすることになった大きな経緯としまして、昨年秋に市内で知的障害を持つ息子を父親が殺害するという痛ましい事件がありました。15年前まで通所施設を利用していましたが、本人が施設で暴れてしまうので施設では対応が難しいという状況になり、本人は施設から少しずつ遠のいていきました。それ以降、家族だけで暴れてしまう本人と向き合ってきたのですけれども、その日はどうしても暴力を収めることが出来ずに事件に至ってしまいました。この事件が運営会議で報告されたときに、メンバーから、この事件を教訓に何らかの事情で通所できなくなり、ずっと在宅生活になっている方を訪問し、困っている方を相談につなげていくべきではないかという意見が出され、相談支援連絡会で取り組んでいくことが決まりました。P52の資料は、資料配布の都合で7月7日現在の状況となっていますが、今現在の状況で報告させていただきます。訪問は全体で13件の方を対象に行いました。その結果につきましては、12名の方がご家族もしくはご本人と面談できました。残りの1名につきましては、2回訪問しまして、それぞれ不在でしたけれども、後日ご家族の方からお電話をいただき、お電話で確認しています。今回の13名のうち1名の方がすぐに相談したいというお申し出がありまして、相談を継続していくことになりました。残りの12名の方については、今すぐ相談したいことはないということで、困りごとがありましたら相談支援センターや福祉課にご相談ください

というお話をしてあります。今回、私はお2人の家庭を訪問させていただきまして、その状況を少しお伝えします。1人目の方ですけれども、対応していただいた当事者の親御さんは、通所施設の利用が中断した経緯について話して下さいました。「施設職員は集団として本人を見てくれるが、個別支援をしてきていない。障害特性に配慮し、本人に合った支援をして欲しい」というふうに声を荒げてみえました。契約終了を施設に申し出た時も、その理由を施設のほうから尋ねられる事はなく、「サービスを利用できる枠はまだあるのでぜひ利用してください」と施設側の都合を言われただけだったとの事です。もうお1人の親御さんは、「障害者自立支援法になってから利用者の金銭的な負担が大きくなり、通所が続けられなくなった。相談窓口がある事は広報などで知っているが、誰に相談していいのかわからないし、今更相談しても仕方がない。子どもを看取ってから死ねたらいいと思う」と訪問した私たちのほうを拒絶するような、警戒するような様子もあったんですけれども、だんだんと緊張が緩んだのか目を潤ませながらお話しして下さいました。今回13名の方の訪問をして、継続支援につながったのは1名の方だけですが、それ以外の方のほとんどが、何か問題を抱えていて、ご家族の力でご本人を支えているという状況があるということを確認しました。将来的には何らかの支援が必要になるのではないかと想像されます。今回の訪問で、現在のサービス内容の説明ができたことや、相談窓口として相談支援センターや福祉課の紹介ができたことは、有意義であったと思います。制度の変化や情報についていけない人、支援を求める事に抵抗感のある人、相談する気力を失っている人、課題を抱えながらも相談支援に繋がっていない支援が必要な人の存在を顕在化させ、その生活実態やニーズを把握することが必要であると、改めて感じる機会となりました。地域に埋もれているニーズへのアプローチを意識するとともに、地域実態を把握するために、地域にアンテナを張り、家庭訪問や関係機関との連携を通じて、ニーズを掘り起こす活動を進めていく事が必要になってくると感じています。

( 発言要旨 )

会長            利用を中断された方の訪問をして、現状を調べていただき、これは実際にご苦労の多い作業だと思いますけれど、報告の中で感じるのは、やはり継続支援ですね。13人中1人が継続支援ということで、そのこと自体、人数は少ないですけれど、最後にお話されたように、現状、中断されてどうしてらっしゃるかということが把握できたことに意味があったと思います。もうひとつ、この相談支援センターの1事業所だけでなく、相互に連携取り合って全体として、という意味は大きいと。

## (4) 運営会議の報告について

## (説明要旨)

資料54ページからです。前回の本会での報告以降、開催の昨年12月から今年度6月までの運営会議の報告をさせていただきます。運営会議では毎回、先ほどから話題に上っています個別支援会議等の報告を受け、それぞれの会議で出された内容、検討された内容を運営会議のメンバーが把握し、その中から浮かび上がった課題について共通認識を持ち、課題解決に向けて部会で検討したり、市の施策に反映したり、方策を考えていくという作業を毎回行っています。また、課題解決の方策を検討している生活支援部会や、発達支援部会の各部会の進捗状況などの報告を毎回受け、その検討状況についても運営会議で把握をし、自立支援協議会全体の進捗等につきましてチェック、コントロールする機能を果たしていると思っております。また、自立支援協議会主催の講演会の企画運営や、先ほど冒頭もありました、平成22年個別支援会議分析報告書等の分析の方法等についても運営会議等で検討がなされ、各部会等をお願いをするという作業をしております。それでは各回で検討した内容を、先ほどまでの報告と重複する部分があるかと思えますけれども、簡単にご報告させていただきます。12月の会議においては、中高生等の夏休み等における長期休暇中のサービス提供について話題になり、時間加算についての提案等がされました。このことについて、今年度市のほうで検討していただき、予算化され、施策のほうに結びついています。また、携帯式会話補助装置の支給についても検討がなされまして、翌1月にも改めて継続して検討した結果、知的障害者の方には支給は少し難しいのではないかというようなことになりました。また、P58、1月6日開催の運営会議ですが、これは地域活動支援センターの単価改正についての検討ということで急遽開催されたものでした。現在地域活動支援センターの単価につきましては、利用時間数に関係なく一律で支給されています。そのことについて、福祉課から利用時間に応じた単価改正が提案されました。その中で、精神障害者の居場所として、地域活動支援センターは重要な役割を果たしている、活動の内容も作業所型や、居場所型、様々な活動をされているということで、それぞれ活動の中身も実際に下請け作業であったり、創作活動であったり、文化的な活動であったり、仲間との語らいの場であったりと、色々な機能を果たしているということで、時間区切りの個別給付には馴染めない面もあるのではないかというような意見も出されまして、地域活動支援センターはそれだけ精神障害者にとって、とても大切な場ということで、今後単価については継続審議、今年度の単価改正は見送りになりました。続いてP62、1月の会議です。個別支援会議のところ、権利擁護の観点から先ほども少し話題になりました成年後見センター等の議論のきっかけにもなるような事例が報告されました。今後引き続き生活支援部会等でまた検討されていかれると思

います。それから長期休みの日中一時の加算についても検討がなされました。続いてP66、2月の会議では、先ほど相談支援連絡会からも報告のありましたように、父親がお子さんを殺めてしまうという事件の教訓を活かすために、サービスにつながらずに孤立している事例はないかということの調査をすることが提案され、各相談支援事業所等に各事業所等で少しリストアップをしていただき、相談支援センターのほうで調査をしていくということが決まりました。その結果が先ほど報告されました。P70、3月の会議では、個別支援会議の報告の中から、グループホーム、ケアホーム等の、将来ホームに入居が必要な人がたくさんあり、今後の整備が緊急の課題であるということが話題にあがりまして、今後個別支援会議の分析結果を受けて検討していくということになりました。続いて、P74、4月の会議で話題になったのが、各相談支援の支援センターあるいは事業所の方が支援に入って身の危険を感じるようなケースもあり、警察との協力も必要ではということで、協議会本会についての警察の方の参加もどうだろうかということで、少し検討をしていただくことになりました。すぐに協議会のほうにご参加というよりも、少し色んな地道な地域の活動の中で今後考えていくというような形になって、継続的な検討となっています。続きましてP78、5月の会議です。就労者の方の地域生活支援事業の、地域活動支援センターの利用につきまして話題となっています。要綱上難しいとのことですが、引き続き検討ということになりました。続いてP82の6月の会議です。個別支援会議の分析の結果から、就労問題も多く取り上げられて、新たな専門部会の設置も必要ではないかと、先ほど生活支援部会の報告でもありましたけれども、生活支援部会において立ち上げの検討に入っていただくことになりました。また、その中で社会的入院患者の地域移行の話題も出まして、地域の受け皿の問題、またそれを支える人材不足の問題等、また、地域移行支援事業が始まっているんですけれども、病院から対象者の推薦あがってこない現状等も報告され、今後も課題としてメンバーの中で共通認識を持ちました。

(発言要旨)

会長 運営会議も各部会や個々の色んな分野から詳細なものがあがってくる中で、ご検討いただいて大変な作業だと思いますが、先ほど各部会からも説明がございましたことに関連したお話の中で、警察の方、この議題はこれからきちんと考えていかないといけないかなと思いますのは、障害者虐待防止法が成立しまして、これはこの協議会というよりは、来年の4月以降の新しい障害福祉計画に向けて障害福祉計画の策定作業を始めているわけですけれども、その中でもやはり一宮市として障害者虐待に対してどう対応するかというのは、これは盛り込まざるを得ない。ただいま運営会

議のほうであがっているということですが、そういった観点からみても継続して、新しい法ができたということはインパクトになりますので、それを一つよりどころとして詰めていかなくてはならない作業だと思います。

#### (5) 障害福祉計画の進捗状況について

##### (説明要旨)

資料はP86です。この表は、障害福祉サービスの見込み量と利用実績を示した資料です。平成21年度と22年度につきましては、第2期障害福祉計画の見込み量と利用実績を、それぞれ比較してあります。その右側には平成21年度と22年度の実績比較を記載してあります。最後一番右になりますが、第2期障害福祉計画の、平成23年度の見込み量のみを記載しています。ここからは平成22年度の各サービスの数値を中心に説明させていただきます。訪問系サービスをご覧ください。訪問系サービスとは、ヘルパーが障害者の方のご自宅に伺って、入浴、排泄、食事など、介護や家事などの援助を行うサービスのことで、見込み量を32.7%上回る利用実績になってございます。これは利用実績の21年度と22年度の比較で24.8%の増加によるもので、この急激な利用の増加を第2期計画策定時には見込むことができませんでした。日中活動系サービスをご覧ください。日中活動系サービスとは、障害者の方が昼間通所して介護を受けたり、自立に向けた身体機能や生活能力の向上のための訓練を受けたり、就労に向けての知識や能力向上のための訓練を受けたり、それからまた障害児の方が療育を受けているサービスのことでございます。自立訓練(機能訓練)、療養介護の実績がございませんで、就労移行支援、就労継続支援B型、児童デイサービスが、見込み量を利用実績が上回っておりますが、それ以外は利用実績が見込み量を下回った数値となっております。居住系サービスをご覧ください。グループホーム、ケアホームとは、障害のある方が入浴や排泄、食事などの介護、または日常生活の援助などを受けながら、夜間や休日に共同生活を営む場のことで、見込み量を大きく下回る利用実績となっております。これは障害のある方の地域生活移行が進んでいないことを示していると考えております。施設入所支援でございますが、施設入所者が夜間に入浴や排泄、食事などの介護を受けるサービスのことでございますが、利用実績が見込み量を57%上回る状況になってございます。一番下、相談支援をご覧ください。相談支援とは、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害の方などに対して、計画的なプログラムの作成の支援をするサービスのことで、見込み量に対して著しく低い利用実績となっております。これはこのサービスの周知がまだ十分に図られていないことや、またサービスを利用できる条件が非常に限られているという状況ですので、利用実績が伸び悩んでいると考

えております。次に裏面のP87、地域生活支援事業の見込み量及び実績と表示のある資料をご覧ください。地域生活支援事業とは、障害者自立支援法におきまして、市町村がサービスを提供するものと位置づけられた事業です。この表は地域生活支援事業の見込み量と利用実績を示した資料となりますが、障害福祉サービスのときと同様に平成21年度と22年度の見込み量と利用実績の比較、平成21年度と22年度の実績比較、平成23年度の見込み量の記載という形になっています。次に平成22年度の各サービスの数値を中心に説明いたします。相談支援事業をご覧ください。相談支援事業と申しますのは福祉サービスの利用援助や権利擁護のための援助を行う相談事業のことを申し、この事業のうち障害者相談支援事業は見込み量の5ヶ所に対しまして4ヶ所の設置にとどまっており、相談支援機能強化事業およびその下の住宅入居等支援事業については、実施できておりません。成年後見制度利用支援事業につきましては計画で見込んだとおりの実施となっております。コミュニケーション支援をご覧ください。コミュニケーション支援事業と申しますのは、聴覚、言語機能、音声機能などの障害のある方のために手話通訳者や要約筆記者などを派遣するもので、見込み量を大きく下回る実績となっております。これは頻繁にご利用になっていた特定の方、ヘビーユーザーの方ですけれど、その方の利用回数が落ち着いているためと考えております。その下の日常生活用具給付等事業をご覧ください。日常生活用具給付等事業と申しますのは、特殊ベッドやストマ用装具、紙おむつ等を給付する事業のことを言います。下から2つ目の排泄管理支援用具および一番下の居宅生活動作補助用具が、利用実績が見込み量を下回っておりまして、その他は利用実績が見込み量を上回っております。この事業はベッド等、耐用年数があるものや、住宅改修等を給付する事業ですので、利用実績は年度によってばらつきがでてございます。また、新しい商品を給付対象としてお認めすると、その事業は給付件数が伸びるという傾向もございます。その下の移動支援事業をご覧ください。移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障害のある方のためにヘルパーが付き添って外出を支援するサービスのことを申しますが、時間の数値をご覧くださいまして、このサービスにつきましても見込み量を44.5%上回る利用実績となっております。これは一段目になりますが、事業所数が平成21年度は19箇所でしたのが、平成22年度は28箇所に急増したことによるものと考えております。その下の地域活動支援センターをご覧ください。地域活動支援センターとは、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスのことですが、3段目の人日の数値をご覧ください。このサービスにつきましても見込み量を75.6%上回る利用実績となっております。この事業につきましても1段目をご覧くださいまして、事業所数が21年度は6箇所でしたのが、22年度は10箇所に増えたということによるものと考えております。その下に参りまして、日中一

時支援事業をご覧ください。日中一時支援事業とは、介護者の負担を軽減するために預かりを行うサービスのことを申しますが、3段目の回の数値をご覧いただき、21年度の状況を見てみますと、見込み量に対し72%の利用実績に留まっていたものが、22年度を見ていただきますと、見込み量に対して95.4%に大きく改善されたと考えております。1段目の事業所数を見ていただきますと、21年度に9箇所であったものが22年度では22箇所と倍以上に急増しております。これは平成21年11月6日付の、協議会から市長宛の提言書の中にこの事業に多くの事業者の方が参入できるよう契約基準や報酬単価を見直すようご意見をいただきまして、改正を平成22年4月に実施しまして、事業所の皆様のご理解をいただいた成果であると考えております。最後に、全体的な傾向について少し述べさせていただきますが、平成18年に障害者自立支援法が施行されまして、平成23年度末までに新体系の事業に移行することが規定されておりますが、計画策定時の想定以上に新体系への事業の移行が進んでいる状況と感じております。訪問系サービスや移動支援事業につきましては、見込み量を大きく上回る利用実績になっているとはいうものの、利用ニーズはまだ満たされていないという感触を持っており、ただいま行っております第3期計画策定においては、十分勘案すべきことだと考えております。また短期入所やグループホームケアホームにつきましては、数値が示すとおり、ニーズがあるのに利用できていない実情が表されているものと考えております。

(発言要旨)

- |       |  |
|-------|--|
| 会長    | 地域生活支援事業の地域活動支援センター、先ほど運営会議のほうでも、特に精神の方にとっても、有効な場所とご紹介いただいたんですが、実績が増えているという報告もありましたが、その中で教えてほしいんですけど、箇所が22年度に見込み量が6なのが3月実績で10、この10という意味がちょっとわからないのは、23年度にはまた6に戻っているんですか。 |
| 事務局   | 見込み量だけで見ていただくと、21年度が6ヶ所、22年度の見込み量が6ヶ所、23年度の見込み量が6ヶ所、要は第2期計画ではそんなに増えないと思っていたと、それに対して23年度3月現在で10ヶ所に増えたということです。   |
| 代理出席者 | ケアホームご利用の方、140人となっているんですけども、主たる障害、精神、知的、身体で見ると、どんな割合ですか。   |
| 事務局   | その内訳は持っておりません。精神の方もそういう社会資源が   |

必要だというお声は当然あるという認識は持っておりますが、数として持ち合わせておりません。いま利用できているという意味ではたぶん知的の方がほとんどではないかと。

事務局 一概には言えませんけれど、このケアホームとグループホームがありまして、グループホームの、精神の方は比較的グループホームの割合が多いかと思えます。

#### (6) 平成23年度の新規事業について

##### (説明要旨)

23年度の新規事業について、資料のP88になります。最初にこの新規事業につきましては、ここにありますが、4項目挙げさせていただいております。障害者相談支援センターを6ヶ所に増設いたしました。これによりまして、第2期障害福祉計画の平成23年度の目標値の6箇所を達成することができました。これには平成21年11月6日付で、本協議会から市長宛にいただいた提言が大きな後押しとなったと感じております。資料のP90、91、チラシを1枚つけています。こちらは現在配布させていただいているチラシでして、実施状況がわかるチラシと思います。P90、表の下のほうの夢うさぎといちのみや、この2箇所を平成23年度に増設をさせていただいて、計6ヶ所とさせていただいたということでございます。戻ってP88、平成23年10月1日に一宮市立はぎわら生活介護センターの開設を予定しております。この事業につきましては平成23年3月31日で事業を廃止しました、介護保険事業所の一宮市萩原老人デイサービスセンターの、施設や備品を活用して行うものです。この施設は萩原町東宮重地内、一宮市萩原老人福祉センターの建物の中にあります。寝たまま入浴できる浴槽や、車椅子に座ったまま入浴できる浴槽がありますので、それらを活用して、障害者のための生活介護事業を行うものであります。指定管理者としまして、社会福祉法人コスモス福祉会を指定させていただいております。次に 児童デイサービス送迎事業費、学校等事業所間補助金を新設いたしました。これは児童デイサービス事業所が、学校や保育園と事業所間の送迎を行った場合、1人1回あたり540円の補助金を交付するものです。この事業は、国の児童デイサービスの報酬においては、学校等と事業所間の送迎加算が認められていないため、それを望む声が事業所から多くあがっており、これに応えたものです。最後に 日中一時支援事業の報酬に児童長期休暇対応加算を新設しました。これは満18歳未満の障害のある児童が、夏休み、冬休み、春休みの長期休暇期間中に、日中一時支援事業を利用した場合、1日当たり1890円を報酬に加算できるというものであります。これにより、夏休み

などの長期休暇期間中に定員増を図るものでございます。これにつきましても、障害児の保護者の団体との懇談会の中で障害児の夏休みなどの長期休暇期間中の居場所がないという意見があがっており、これに応えた施策ということでございます。

(発言要旨)

会長 平成23年、今年になって新規に立ち上げられた事業のご説明をいただきました。相談支援センター2箇所、本当によかったと思います。これは手前味噌というわけではないですけど、本当に一昨年協議会から、皆様から強力なお声をいただいたものを背景に、当局がご努力いただいた結果だというふうに思います。

(7) その他

(説明要旨)

平成24年度から3年間にかかります第3期の障害福祉計画の策定作業を進めております。策定にあたりましては、国や県から、自立支援協議会の意見を聞くよう指導を受けております。当市におきましては、運営会議にて地域の課題を集約しておりますので、運営会議からの意見をもって自立支援協議会の意見とさせていただきたいと考えておりますので、本会委員の皆様におかれましても、ご承知をいただきますよう、お願いをいたします。

(発言要旨)

会長 よろしいでしょうか。ご異議の無いようですのでそのようにさせていただきます。では大変長時間にわたってしまいました。本当に司会の不手際でございまして、長いお時間となってしまいましたけれども、すべての議題を終了いたしましたので、これにて第1回自立支援協議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。